

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第31号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（平成3年佐賀県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1（第5条関係）			別表第1（第5条関係）		
救助の種類		救助の程度、方法及び期間	救助の種類		救助の程度、方法及び期間
1 収容 施設の 供与	(1) 略		1 収容 施設の 供与	(1) 略	
	(2) 応 急仮設 住宅	ア 略 イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、 <u>2,621,000円</u> 以内とする。 ウ～キ 略		(2) 応 急仮設 住宅	ア 略 イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、 <u>2,660,000円</u> 以内とする。 ウ～キ 略
2 炊き 出しそ の他に よる食 品の給 与及び 飲料水 の供給	(1) 炊 き出し その他 による 食品の 給与	ア・イ 略 ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり <u>1,080円</u> 以内とする。 エ 略	2 炊き 出しそ の他に よる食 品の給 与及び 飲料水 の供給	(1) 炊 き出し その他 による 食品の 給与	ア・イ 略 ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり <u>1,110円</u> 以内とする。 エ 略
	(2) 略			(2) 略	
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		ア・イ 略 ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる	3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		ア・イ 略 ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる

改正前

費用は、季別及び世帯区分により、1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分	季別	夏季(4月から9月まで。以下同じ。)	冬季
	1人世帯	18,300円	30,200円
2人世帯	23,500円	39,200円	
3人世帯	34,600円	54,600円	
4人世帯	41,500円	63,800円	
5人世帯	52,600円	80,300円	
6人以上の世帯	52,600円	80,300円	
	に5人を 超える1 人につき 7,700円 を加算し た額	に5人を 超える1 人につき 11,000円 を加算し た額	

(イ) 住宅の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分	季別	夏季	冬季

改正後

費用は、季別及び世帯区分により、1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分	季別	夏季(4月から9月まで。以下同じ。)	冬季
	1人世帯	18,400円	30,400円
2人世帯	23,700円	39,500円	
3人世帯	34,900円	55,000円	
4人世帯	41,800円	64,300円	
5人世帯	53,000円	80,900円	
6人以上の世帯	53,000円	80,900円	
	に5人を 超える1 人につき 7,800円 を加算し た額	に5人を 超える1 人につき 11,100円 を加算し た額	

(イ) 住宅の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分	季別	夏季	冬季

改正前			改正後																																						
		<table border="1"> <tr><td>1人世帯</td><td>6,000円</td><td>9,700円</td></tr> <tr><td>2人世帯</td><td>8,000円</td><td>12,600円</td></tr> <tr><td>3人世帯</td><td>12,000円</td><td>17,900円</td></tr> <tr><td>4人世帯</td><td>14,600円</td><td>21,200円</td></tr> <tr><td>5人世帯</td><td>18,500円</td><td>26,800円</td></tr> <tr><td>6人以上の世帯</td><td>18,500円 に5人を 超える1 人につき 2,600円 を加算し た額</td><td>26,800円 に5人を 超える1 人につき 3,500円 を加算し た額</td></tr> </table>	1人世帯	6,000円	9,700円	2人世帯	8,000円	12,600円	3人世帯	12,000円	17,900円	4人世帯	14,600円	21,200円	5人世帯	18,500円	26,800円	6人以上の世帯	18,500円 に5人を 超える1 人につき 2,600円 を加算し た額	26,800円 に5人を 超える1 人につき 3,500円 を加算し た額			<table border="1"> <tr><td>1人世帯</td><td>6,000円</td><td>9,800円</td></tr> <tr><td>2人世帯</td><td>8,100円</td><td>12,700円</td></tr> <tr><td>3人世帯</td><td>12,100円</td><td>18,000円</td></tr> <tr><td>4人世帯</td><td>14,700円</td><td>21,400円</td></tr> <tr><td>5人世帯</td><td>18,600円</td><td>27,000円</td></tr> <tr><td>6人以上の世帯</td><td>18,600円 に5人を 超える1 人につき 2,600円 を加算し た額</td><td>27,000円 に5人を 超える1 人につき 3,500円 を加算し た額</td></tr> </table>	1人世帯	6,000円	9,800円	2人世帯	8,100円	12,700円	3人世帯	12,100円	18,000円	4人世帯	14,700円	21,400円	5人世帯	18,600円	27,000円	6人以上の世帯	18,600円 に5人を 超える1 人につき 2,600円 を加算し た額	27,000円 に5人を 超える1 人につき 3,500円 を加算し た額
1人世帯	6,000円	9,700円																																							
2人世帯	8,000円	12,600円																																							
3人世帯	12,000円	17,900円																																							
4人世帯	14,600円	21,200円																																							
5人世帯	18,500円	26,800円																																							
6人以上の世帯	18,500円 に5人を 超える1 人につき 2,600円 を加算し た額	26,800円 に5人を 超える1 人につき 3,500円 を加算し た額																																							
1人世帯	6,000円	9,800円																																							
2人世帯	8,100円	12,700円																																							
3人世帯	12,100円	18,000円																																							
4人世帯	14,700円	21,400円																																							
5人世帯	18,600円	27,000円																																							
6人以上の世帯	18,600円 に5人を 超える1 人につき 2,600円 を加算し た額	27,000円 に5人を 超える1 人につき 3,500円 を加算し た額																																							
工 略			工 略																																						
4・5 略			4・5 略																																						
6 被災した住宅の 応急修理	ア・イ 略 ウ 被災した住宅の応急修理のため支出 することができる費用は、1世帯につ き567,000円以内とする。		6 被災した住宅の 応急修理	ア・イ 略 ウ 被災した住宅の応急修理のため支出 することができる費用は、1世帯につ き576,000円以内とする。																																					
工 略			工 略																																						
6の2 略			6の2 略																																						
7 学用品の給与	ア 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、 流出、半壊、半焼又は床上浸水により 学用品を喪失し、又はき損し、就学上 支障のある小学校児童（特別支援学校 の小学部児童を含む。以下同じ。）、 中学校生徒（中等教育学校の前期課程 及び特別支援学校の中学部生徒を含		7 学用品の給与	ア 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、 流出、半壊、半焼又は床上浸水により 学用品を喪失し、又はき損し、就学上 支障のある小学校児童（義務教育学校 の前期課程及び特別支援学校の小学部 の児童を含む。以下同じ。）、中学校 生徒（義務教育学校の後期課程、中等																																					

改正前		改正後	
	<p>む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制及び通信制を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制及び通信制を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 文房具及び通学用品 次に掲げる額</p> <p>a 小学校児童 1人につき<u>4,200円</u>以内</p> <p>b 中学校生徒 1人につき<u>4,500円</u>以内</p> <p>c 高等学校等生徒 1人につき<u>4,900円</u>以内</p> <p>エ 略</p>		<p>教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制及び通信制を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制及び通信制を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 文房具及び通学用品 次に掲げる額</p> <p>a 小学校児童 1人につき<u>4,300円</u>以内</p> <p>b 中学校生徒 1人につき<u>4,600円</u>以内</p> <p>c 高等学校等生徒 1人につき<u>5,000円</u>以内</p> <p>エ 略</p>
8 埋葬	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体につき大人<u>208,700円</u>以内、小人<u>167,000円</u>以内とする。</p> <p>エ 略</p>	8 埋葬	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体につき大人<u>210,400円</u>以内、小人<u>168,300円</u>以内とする。</p> <p>エ 略</p>

改正前		改正後	
9・10 略		9・10 略	
11 障害物の除去	ア 略 イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1世帯につき <u>134,300</u> 円以内とする。 ウ 略	11 障害物の除去	ア 略 イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1世帯につき <u>134,800</u> 円以内とする。 ウ 略
12 略		12 略	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。